

それでは、ただいま提出いたしました議案につきまして、御説明申し上げます。

議第 59 号は、一般会計の補正予算でございます。年度内における各事業の執行状況および最終的な財源見通しに基づき、所要の調整を行い、総額で 8 億 2, 9 4 6 万 7 千円の減額補正を行おうとするものでございます。

まず、歳入でございますが、県税は、個人県民税が 37 億 2, 6 4 0 万円の増額、法人二税が 80 億 2, 4 2 0 万円の増額となるなど、総額で 141 億 2, 2 4 0 万円の増額となっております。

また、地方交付税は、国の決定状況を踏まえた増額を行いますほか、国庫支出金や県債につきましては、事業費の変動などを踏まえて、所要の調整による減額を行おうとするものでございます。

次に、歳出でございますが、東北部工業技術センター整備事業、介護人材確保・職場環境改善等事業、大雪のための道路除雪に係る経費などを追加いたしますとともに、中小企業関係の貸付金の不用をはじめ、一般行政経費につきまして、執行残等を精査するなど、所要の調整を行うこととしております。

これらの歳入、歳出の調整を図った上で、将来に向けた対応として、財政調整基金、CO2 ネットゼロ社会づくり推進基金、公共建築物等長寿命化等推進基金、文化財保存基金などの残高を一定確保することにより、後年度の財源不足への対応や、事業の安定的な実施に向けて備えてまいりたいと考えております。

加えて、県債の発行抑制を行うことにより、残高の縮減と利子負担の軽減を図ってまいります。

議第 60 号から議第 74 号までは、特別会計および企業会計につきまして、

執行状況等を踏まえた所要の調整を行おうとするものでございます。

次に、その他の案件について申し上げます。

議第 75 号は、権利放棄について、

議第 76 号から議第 78 号までは、県の行う建設事業等に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を定めることについて、

議第 79 号は、指定管理者の指定について、

議第 80 号は、道路公社が行う琵琶湖大橋有料道路事業の変更に同意することについて、

それぞれ議決を求めようとするものでございます。

以上、何とぞよろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。